

商取引の支払に関する論点の中間整理の概要

(電子流通等を促進する支払手段に関する検討会座長メモ)

1. 新たな支払サービスの現状と今後の課題

(1) 新たな支払サービスの発展の状況

- 流通・物流・通信・交通等の異分野の事業者の参入
→規制が無いか軽い規制の下で、収納代行・プリペイドカード等の商取引と一体となった支払サービスが発展
- 送金業務は銀行独占業務
→国際的な小口送金等簡易で安価な送金サービスに対するニーズには応えられていないのではないか

(2) 今後の課題

- 商取引と一体となった支払サービス
→消費者利便の高いサービスとして多様な担い手により提供されることが必要。さらに消費者の安全・安心の確保を図り利用を拡大することが望ましい(→2. 以下の検討へ)
- 送金サービス
→少額の送金については他業種の参入を認めるべきではないか

2. 商取引と一体となった支払サービスに関する ルールの検討にあたっての視点

(1) 支払者の保護(商取引の決済時点との関係)

収納代行業者が消費者から代金を受領した時点、消費者が電子マネーを店頭で利用した時点で、原因関係たる商取引の決済が終了。以後支払サービス事業者の倒産リスクは委託事業者や加盟店が負担し、支払者(消費者)は二重請求リスクを負うことはない(銀行送金との相違)ことを明確にすればよいと考えられる。

(2) 代金受領者の保護の必要性

収納代行や電子マネーの代金受領者は特定の事業者に限定。売掛金等の事業者間与信と同様に扱えば足りると考えられる

(3) 電子マネー発行業者の前受金の性質

電子マネー発行業者が受け入れる前受金は、元本返還約束がなく、特定の加盟店が提供する商品・役務の代金としての利用に利用目的が限定されていることから、出資法上の「預り金」や銀行法上の「預金」の受入には該当しないと考えられる

(4) 金融規制のあり方

法の透明性を確保するとともに、目的に応じた最小限の規制とすべきと考えられる(システミックリスクへの対応が必要か。マネーロンダリング対策は犯罪収益移転防止法による別途の対応か。)

3. 収納代行・代金引換

(1) 金融規制(為替取引規制)との関係

- 商取引に基づいて生ずる債務の弁済の受領等を含め広く隔地者間の資金移転として為替取引規制の対象となれば、事業者間の信用に基づく分業を著しく困難にし、経済活動の停滞を招くおそれ(商社の支払・代金回収代行やサービサー、旅行代理店の支払代行等について為替取引に該当する)
- 為替取引は原因関係から独立の送金であり、特定の事業者の委託を受け、消費者の代金弁済を代理受領する収納代行等は対象外と考えられるのではないか

(2) 取引ルールのあり方

- 消費者の安全・安心の確保のため、支払者、収納代行業者、委託事業者の三者間での契約関係の明確化や不正請求の防止等を図るべき
[具体的事項] 代理関係の明示(領収書等)、加盟店審査の標準化、架空請求等の場合の消費者クレームへの対応等

4. 電子マネー(プリペイドカード)

(1) プリペイドカードと金融(為替取引)規制との関係

- プリペイドカードを加盟店で利用した際に消費者の債務は免責され、カード発行業者が債務相当額の支払を加盟店に行う(=免責的債務引受)
→銀行送金とは異なり、為替取引規制の対象外と考えられるのではないか

(2) サーバー型電子マネーの規制のあり方

- プリペイドカード法の規制対象をサーバー型電子マネーまで拡大する場合、規制対象は電子的データ自体か、裏側にある契約関係かが法制上の論点
→私法上の位置づけの明確化を図るとともに、過剰規制にならないよう留意

(3) 取引ルールのあり方

- 消費者の安全・安心の確保のため、利用者、電子マネー事業者、加盟店の三者間での契約関係の明確化や不正請求・不正使用の防止等を図るべき

5. ポイント

ポイントと支払手段との関係

事業者の販売促進策として無償で付与されているポイントについて、昨今他社ポイントや電子マネーとの交換が認められるようになり、通貨類似の支払手段となっているのではないかと指摘がある
→ポイント交換の範囲が企業の提携先に留まり、交換により減価する場合が多い等当面は通貨類似の流通性・汎用性はなく、企業会計による情報開示や消費者契約上の保護(契約内容の変更等にあたっての事前告知等)を図ることが適切ではないか(供託義務等は発行業者破産時の取扱いを勘案して慎重に検討すべきではないか。)